

福岡県公報

平成31年3月1日
第4072号

目次

告示 (第126号 - 第132号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) 3
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) 3

公告

- 特定危険薬物の指定の失効 (薬務課) 3
- 平成31年度前期技能検定の公示について (職業能力開発課) 4
- 平成31年度技能検定 (随時実施) の公示について (職業能力開発課) 6
- 産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の縦覧 (廃棄物対策課) 8
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 8
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 9

公安委員会

- 福岡県警察職員特別賞じゅつ金支給規則の一部を改正する規則 (警察本部監察官室) 9
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 11
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の

- 開催 (警察本部生活保安課) 12
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) 12
- 技能検定員審査の実施 (警察本部運転免許試験課) 13
- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課) 14

告示

福岡県告示第126号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	北矢部冬野線黒木	前	八女市矢部村矢部2179番9先から 八女市矢部村矢部2179番24先まで	5.3 ～ 11.9	138.5
			後	八女市矢部村矢部2179番9先から 八女市矢部村矢部2179番24先まで	11.2 ～ 29.2	138.5

福岡県告示第127号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	北矢部 冬野線 黒木	八女市矢部村矢部2179番9先から 八女市矢部村矢部2179番24先まで

福岡県告示第128号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成31年3月1日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年6月福岡県告示第1044号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第129号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成31年3月1日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

築上郡築上町大字櫛原1049、1050、1052、1073、1074、1053（次の図に示す部分に

限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字櫛原1053、1049・1050・1052（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	甘 木 線 吉 井	前	朝倉市杷木志波2681番1 先から 朝倉市杷木志波2637番先 まで	32.0 ～ 39.1	41.4

			後	朝倉市杷木志波3683番4 先から 朝倉市杷木志波2637番先 まで	4.7 ～ 42.5	245.7
--	--	--	---	---	------------------	-------

福岡県告示第131号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成26年2月28日福岡県告示第164号福岡都市計画道路事業3・2・10号国道3号線及び福岡都市計画道路事業3・4・48号清水上牟田線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成31年3月1日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画道路事業 3・2・1-10号 国道3号線

福岡広域都市計画道路事業 3・4・1-48号 清水上牟田線

3 事業施行期間

平成20年6月30日から平成42年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成26年2月28日福岡県告示第164号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第132号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年12月福岡県告示第979号行橋都市計画下水道事業行橋公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成31年3月1日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

行橋市

2 都市計画事業の種類及び名称

京築広域都市計画下水道事業行橋公共下水道

3 事業施行期間

平成6年3月9日から平成38年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成27年12月福岡県告示第979号の事業地に、行橋市大字草野、行事七丁目、行事八丁目の各字の一部を追加し、同告示の事業地のうち行事三丁目の各字の一部を削除する。

(2) 使用の部分

なし

公 告

公告

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、公告する。

平成31年3月1日

福岡県知事 小川 洋

1 失効する特定危険薬物の名称

(1) 化学名 N-(2-フルオロフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]プロパンアミド及びその塩類

(2) 化学名 N-(4-メトキシフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]ブタンアミド及びその塩類

(3) 化学名 N-エチル-1-(2-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類

(4) 化学名 N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)

－ 1 － (シクロヘキシルメチル)－ 1 H－インドルー 3－カルボキサミド及びその塩類

2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第91号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

3 失効年月日

平成31年3月1日

4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公告

平成31年度技能検定（前期）を次のように実施する。

平成31年3月1日

福岡県知事 小川 洋

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の2から第64条の4まで及び第64条の6に定めるところによる。

2 等級別職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金

属プレス作業）、鉄工（製缶作業及び構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業及び回転電機巻線製作作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業、配管ぎ装作業及び電気ぎ装作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、染色（染色補正作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業及びインフレーション成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、セメント系防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業及び吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、化学分析（化学分析作業）、貴金属装身具製作（貴金属装身具製作作業）、表装（表具作業及び壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業及びマシニングセンタ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、舞台機構調整（音響機構調整作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級

溶射（肉盛溶射作業）、枠組壁建築（枠組壁工事作業）、路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカ－工事作業）及び産業洗浄（高圧洗浄作業）

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料 17,900円

ただし、次の表左欄に掲げる区分に該当する者は、それぞれ右欄に掲げる額とする。

受検者の区分	手数料の額
(ア) 3級を受検する公共職業能力開発施設等の訓練生（以下「訓練生」という。）及び大学、高等学校、専門学校等の在校生（以下「在校生」という。）	11,900円
(イ) 2級又は3級を受検する平成31年4月1日（月曜日）時点で35歳未満の者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者及び(ウ)に該当する者を除く。）	8,900円
(ウ) 3級を受検する平成31年4月1日（月曜日）時点で35歳未満の訓練生又は在校生	2,900円

イ 実施日及び場所

実施日	場所
平成31年6月7日（金曜日）から同年9月10日（火曜日）までの間において、別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ福岡県職業能力開発協会に掲示する（ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しない。）。

掲示による公表は、平成31年5月31日（金曜日）から行う。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

次の表の左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表中欄に掲げる日及び右欄に掲げる場所において行う。

検定職種	実施日	場所
(ア) 3級 園芸装飾、造園、機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、ブロック建築、舞台機構調整及びフラワー装飾	平成31年7月14日（日曜日）	福岡県職業能力開発協会が指定する場所
(ア) 1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、染色、産業車両整備、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工、化学分析及び塗装 (イ) 3級 金属熱処理 (ウ) 単一等級 産業洗浄	平成31年8月25日（日曜日）	
(ア) 1級及び2級 機械加工、鉄工、めっき、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作及び広告美術仕上げ	平成31年9月1日（日曜日）	
(ア) 1級及び2級 園芸装飾、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾 (イ) 単一等級 溶射、枠組壁建築及び路面標示施工	平成31年9月8日（日曜日）	

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番）へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会に交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取

り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便又は宅配便によること。

(2) 受付期間

ア 受検申込みの受付期間は、平成31年4月3日（水曜日）から同月16日（火曜日）まで（午前9時00分から午後5時00分まで）受け付けるものとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、平成31年4月16日（火曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、技能検定に合格した受検者の受検番号を、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課及び福岡県職業能力開発協会に掲示して行う。

3級に係るもののうち一部のものについては平成31年8月30日（金曜日）、その他の等級等については平成31年10月4日（金曜日）に発表する。

(2) 実技試験及び学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問合せは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3603番）に対して行うこと。

公告

平成31年度技能検定（随時実施）を次のように実施する。

平成31年3月1日

福岡県知事 小川 洋

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の3から第64条の5までに定めるところによる。

2 実施職種（作業）

随時2級

建築板金（ダクト板金作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、とび（とび作業）、型枠施工（型枠工事作業）及び鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

随時3級及び基礎級

さく井（パークッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業及び非鉄金属鑄物鑄造作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）
電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業）、冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）、染色（糸浸染作業及び織物・ニット浸染作業）、ニット製品製造（丸編みニット製造作業及び靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業及び段ボール箱製造作業）、印刷（オ

フセット印刷作業)、製本(製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業及びブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、築炉(築炉作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業及びプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウエルポイント施工(ウエルポイント工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料 17,900円

イ 実施日及び場所

実施日	場所
平成31年4月1日(月曜日)から平成32年3月31日(火曜日)までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する(ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しない。)

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

実施日	場所
平成31年4月1日(月曜日)から平成32年3月31日(火曜日)までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書(実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。)を福岡県職業能力開発協会(郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番)へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会にて交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便又は宅配便によること。

(2) 受付期間

ア 受検の申込みは、試験実施(予定)日の30日前までの間、随時(午前9時00分から午後5時00分まで)受け付けるものとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定の合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、合格証書の交付をもって行う。

(2) 実技試験及び学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、随時2級、随時3級及び基礎級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問合せは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3603番）に対して行うこと。

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条の2の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を縦覧に供する。

平成31年3月1日

福岡県知事 小川 洋

1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社大雄産業
京都郡みやこ町勝山箕田字三角281番地
代表取締役 嶋田 将士

2 施設の種類及び処理能力

がれき類、ガラスくず等の破碎施設
がれき類 一日当たり 424 t
ガラスくず等 一日当たり 286 t

3 設置場所

京都郡みやこ町勝山箕田字新池10番2

4 指定地域

福岡県京都郡みやこ町勝山蓑田、勝山宮原及び勝山松田の各一部
上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。

5 縦覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県京築保健福祉環境事務所環境課

6 縦覧の期間

平成31年3月1日から同年3月31日まで

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成31年3月1日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成31年2月15日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ飯塚市椿店
- (2) 所在地 飯塚市椿字北町122番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 信	朝倉市一ツ木1148番地の1

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 信	朝倉市一ツ木1148番地の1

4 大規模小売店舗を新設する日

平成31年10月16日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,437平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物敷地内	51

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物南側	9
建物敷地西側	15
合計	24

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物南側	40

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物敷地東側	7.52

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間営業

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
3箇所	建物敷地南側及び西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後11時00分

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により桂川町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成31年3月1日

福岡県知事 小川 洋

筑豊広域都市計画道路の変更（平成31年2月14日桂川町告示第7号）

公安委員会

福岡県公安委員会規則第1号

福岡県警察職員特別賞じゅつ金支給規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成31年3月1日

福岡県公安委員会

福岡県警察職員特別賞じゅつ金支給規則（昭和39年福岡県公安委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県警察職員賞じゅつ金等支給規則

第1条の見出しを「(目的)」に改め、同条中「が危険な職務を遂行したことに基いて災害を受け、そのために死亡し、又は障がいの状態になった場合における特別賞じゅつ金」を「の賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金（以下「賞じゅつ金等」という。）」に改める。

第2条の見出しを「(賞じゅつ金)」に改め、同条第1項中「特別賞じゅつ金」を「賞じゅつ金」に、「前条に定める事由により」を「危険な職務を遂行したことに基いて、危害又は災害を受け、そのために」に、「功績」を「功労」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 賞じゅつ金は、殉職者賞じゅつ金及び障がい者賞じゅつ金とし、その金額は、別表第1及び別表第2に定めるとおとする。

第3条及び第4条を次のように改める。

(殉職者特別賞じゅつ金)

第3条 前条の規定にかかわらず、職員が上司の命を受けて特に生命の危険が予想される地域に出勤し、危害を加えられ、又は災害を被ることが予断できるにもかかわらず、生命の危険を顧みることなくその職務を遂行したことに基づいて危害又は災害を受けた結果死亡し、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）第2条第2項に規定する警察勲功章を授与された場合にあっては、6,000万円以下の殉職者特別賞じゅつ金を支給することができる。

2 殉職者特別賞じゅつ金の支給を受ける遺族が地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第37条第1項第3号又は第4号に掲げる者であるときは、前項の規定により支給しようとする額から、その額の2分の1に相当する額以内の額を減額することができる。

（賞じゅつ金等の支給）

第4条 殉職者賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金は職員の遺族に、障がい者賞じゅつ金はその職員に支給する。

第5条の見出しを「賞じゅつ金等の支給順位等」に改め、同条中「殉職者に対する特別賞じゅつ金の支給の」を「前条に規定する遺族の範囲及び支給を受ける」に改め、「（昭和42年法律第121号）」を削る。

第6条の見出し中「賞じゅつ金」を「賞じゅつ金等」に改め、同条中「警察本部の課（室、隊及び校を含む。）長及び市警察部長」を「福岡県警察本部の課長、警務部監察官室長及び部の附置機関の長、福岡市警察部長、北九州市警察部長、警察学校長」に、「第1条の規定に基づく特別賞じゅつ金支給事由」を「賞じゅつ金等の支給の事由」に、「本部長に特別賞じゅつ金支給」を「福岡県警察本部長に当該賞じゅつ金等の支給」に改める。

第7条の見出しを「（賞じゅつ金等審査委員会）」に改め、同条第1項中「特別賞じゅつ金支給」を「賞じゅつ金等の支給」に、「警察本部に特別賞じゅつ金審査委員会」を「福岡県警察本部に、賞じゅつ金等審査委員会」に改め、同条第2項中「若干人」を削り、同条第3項中「事故あるとき」を「事故があるとき」に、「警務部長の」を「委員長があらかじめ」に、「委員長の」を「その」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 生活安全部長
- (3) 地域部長
- (4) 刑事部長
- (5) 暴力団対策部長
- (6) 交通部長
- (7) 警備部長
- (8) 福岡市警察部長
- (9) 北九州市警察部長
- (10) 総務部会計課長
- (11) 警務部監察官室長

第7条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し審査委員会への出席を求めて意見を聴くことができる。

第8条中「特別賞じゅつ金」を「賞じゅつ金等」に、「支給額等」を「支給の要否、支給額その他必要な事項」に、「本部長」を「福岡県警察本部長」に改める。

第9条の見出し中「特別賞じゅつ金等」を「賞じゅつ金等の支給の要否等」に改め、同条中「本部長」を「福岡県警察本部長」に改め、「前条の」次に「規定による」を加え、「特別賞じゅつ金の支給額等」を「賞じゅつ金等の支給の要否、支給額その他必要な事項」に改める。

第10条（見出しを含む。）中「本部長」を「福岡県警察本部長」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

殉職者賞じゅつ金

功労の程度	金額
(1) 特に顕著な功労があり一般の模範となると認められるもの	25,200,000円
(2) 多大の功労があると認められるもの	18,700,000円
(3) 功労があると認められるもの	11,300,000円
(4) (1)から(3)までに掲げるもの以外のもの	4,900,000円

備考

- 1 功労の程度がこの表の左欄に掲げる功労の程度の区分の(1)に該当する場合であって、職務遂行上の危険性が極めて高く、その行為が積極果敢と認められるときは、同表(1)の右欄に定める金額に、その金額に相当する額以内の額を加算することができる。
- 2 殉職者賞じゅつ金の支給を受ける遺族が地方公務員災害補償法第37条第1項第3号又は第4号に掲げる者であるときは、この表の左欄に掲げる功労の程度の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める金額（1の規定により加算をする場合にあつては、当該加算をする額を加えた金額）から、その金額の2分の1に相当する額以内の額を減額することができる。

別表第2（第2条関係）

障がい者賞じゅつ金

障がいの程度	功労の程度		
	(1) 特に顕著な功労があり一般の模範となると認められるもの	(2) 多大の功労があると認められるもの	(3) 功労があると認められるもの
第1級	18,700,000円	11,300,000円	4,900,000円
第2級	15,500,000円	10,000,000円	4,600,000円
第3級	13,600,000円	8,900,000円	4,100,000円
第4級	12,100,000円	7,950,000円	3,600,000円
第5級	10,300,000円	6,850,000円	3,100,000円
第6級	9,000,000円	5,850,000円	2,800,000円
第7級	7,600,000円	5,000,000円	2,300,000円
第8級	6,400,000円	4,150,000円	1,900,000円
第9級	5,320,000円	3,480,000円	1,670,000円
第10級	4,710,000円	3,110,000円	1,500,000円
第11級	4,140,000円	2,740,000円	1,320,000円
第12級	3,600,000円	2,380,000円	1,150,000円
第13級	3,050,000円	2,020,000円	970,000円
第14級	2,500,000円	1,660,000円	800,000円

備考

- 1 障がいの程度がこの表の左欄に掲げる障がいの程度の区分のいずれかに該当するかどうかの決定については、地方公務員災害補償法第29条第1項、第2項、第5項及び第6項の規定の例による。
- 2 特に抜群の功労があり一般の模範と認められる者であつて、障がいの程度がこの表の左欄に掲げる障がいの程度の区分の第1級に該当するものについては、同表第1級の項(1)の欄に定める金額に、190万円を加算することができる。
- 3 障がいの程度がこの表の左欄に掲げる障がいの程度の区分の第1級から第3級までのいずれかに該当し、かつ、功労の程度がこの表の功労の程度の区分の(1)に該当する場合であつて、職務遂行上の危険性が極めて高く、その行為が積極果敢と認められるときは、当該第1級から第3級までの区分に応じそれぞれ当該(1)の欄に定める金額（2の規定により加算をする場合にあつては、当該加算をする額を加えた金額）に、その金額に相当する額以内の額を加算することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公安委員会告示第31号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成31年3月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成31年4月22日（月） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第32号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成31年3月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成31年4月4日（木） 午後1時30分～午後4時30分	朝倉市甘木225番地1 朝倉警察署 会議室	朝倉警察署

平成31年4月23日（火） 午後1時30分～午後4時30分	行橋市中央一丁目1番2号 行橋警察署 会議室	行橋警察署
平成31年4月26日（金） 午後1時30分～午後4時30分	筑後市大字山ノ井338番地 筑後警察署 会議室	筑後警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第33号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成31年3月1日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成31年5月9日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成31年5月16日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成31年5月9日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第35号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のように公示する。

平成31年3月1日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

技能検定員審査

2 審査に係る運転免許の種類

法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。

ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引^{けん}第二種免許を除く。

3 審査の方法

規則第4条第1項又は同条第2項に規定する審査方法によって実施する。

4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項目	場 所	審査種別
平成31年4月15日(月曜日) 午前9時00分から午後3時00分まで	知識	福岡市中央区天神四丁目4番27号	
平成31年4月16日(火曜日) 午前9時00分から午後3時00分まで		ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	
平成31年4月22日(月曜日) 午前9時00分から午後4時00分まで	技能	朝倉市一木59番地4 甘木自動車学校	大型 中型 準中型 大型特殊 牽引 ^{けん} 大型二輪 普通二輪 大型第二種 中型第二種
平成31年4月23日(火曜日) 午前9時00分から午後4時00分まで		福岡市南区花畑四丁目8番1号 マイマイスクール花畑	普通 普通第二種

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

- 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）
- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し

- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る免許の種類	手数料の額
大型免許、中型免許及び準中型免許	23,400 円
普通免許	19,500 円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	14,700 円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	21,500 円

- 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面

※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。

郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、82円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

※ 審査申請書を受領した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から平成31年4月5日（金曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から平成31年4月4日（木曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

(1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。

(2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証を受けていること。

(3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続等の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号

電話番号 092-566-2892

福岡県公安委員会告示第36号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成31年3月1日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

(1) 雑踏警備業務1級

(2) 雑踏警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

(1) 雑踏警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成31年6月5日（水）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 雑踏警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成31年6月4日（火）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

(1) 雑踏警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 雑踏警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成31年5月13日（月）から同年5月15日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の

長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(ウ) 1級の検定申請者

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

(5) 検定手数料

ア 雑踏警備業務1級 13,000円

イ 雑踏警備業務2級 13,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間

（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。